

いわき労働基準監督署発表
令和7年8月8日（金）

報道関係者 各位

【照会先】

いわき労働基準監督署
○第一方面主任監督官 松尾 佑輔
第三方面主任監督官 岩渕 浩大
（電 話）0246(23)2255

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～内容虚偽の労働者死傷病報告書をいわき労働基準監督署長に提出した疑い～

いわき労働基準監督署（署長 伊藤 達夫）は、本日、株式会社大宗建設工業及び同社代表取締役ほか1名を、労働安全衛生法違反の疑いで福島地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年8月21日に解体工事現場で発生した墜落災害について、「会社の敷地内で発生したものである」と虚偽の労働者死傷病報告書を作成しいわき労働基準監督署長に提出した疑い。

1 被疑者

- (1) 株式会社大宗建設工業（2次下請会社）
所在地：福島県いわき市平上荒川
事業内容：建設工事業
- (2) 同社 代表取締役A
- (3) 1次下請会社 代表取締役B

2 違反条文

株式会社大宗建設工業、被疑者A、Bともに、労働安全衛生法違反
同法第100条第1項（報告等）
労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）
同法第120条第5号（罰則）
同法第122条（両罰規定）
刑法第60条（共同正犯）

3 災害の概要

令和6年8月21日、福島県いわき市内郷宮町に所在する民家の解体工事現場において、被疑者株式会社大宗建設工業の労働者Cが、2階の屋根上から外した瓦を屋根下に駐車したダンプトラックの荷台へ投げ入れていたところ、屋根上からダンプトラックの荷台上に墜落して腰椎を骨折し、休業を要する労働災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、休業を要する労働災害が発生した場合、事業者に対し、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出するよう義務付けていますが、被疑者A及びBは共謀の上、災害発生状況を偽り、「Cは所属会社敷地内にある倉庫の屋根修繕作業中に梯子から転落した」との報告書を作成し、いわき労働基準監督署長に提出した疑いがあるものです。

【参照条文】

○労働安全衛生法

(報告等)

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命じることができる。

(第2項～第3項 略)

(罰則)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(第1号～第4号 略)

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出張しなかつた者

(第6号 略)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

(労働者死傷病報告)

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(第二項 略)

○刑法

(共同正犯)

第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。